

令和2年（ネ）第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌 ほか

被控訴人 東京都

上申書（進行に関する意見）

令和2年12月7日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	海	渡	雄	一
同	只	野		靖
同	海	渡	双	葉

1 控訴審第1回の進行について

境川の中流部においては、すり鉢状の地形となっているがゆえに、堤防決壊は原理的に発生せず、水害被害は限定的であり、調節池建設の必要性が乏しいこと、本件金森調節池の建設工事が控訴人らの生活環境に申告な悪影響を及ぼしていること、等については、実際に現地を確認していただければ、一目瞭然である。

控訴人らは、上記について少しでも実感していただくべく、本件金森調節池の従前の状態と現在の状態が分かるよう短い動画集を作成し、これを証拠提出した（甲88の1）。ぜひとも、御覧になっていただきたい。

控訴人は、控訴審第1回口頭弁論期日において、控訴人らを代表して、控訴人高橋靖昌が、10分程度、意見陳述を行いたい。その要旨は、書面で提出したとおりである（甲88の2）。意見陳述を行うに際しては、この映像（甲88の1）を法廷でご覧いただきながら、これに基づいて行うこととしたい。

2 控訴人らの追加の立証の準備について

本件金森調節池のような大規模な土地の改変を伴う建設工事においては、事前に合理的な計画が策定されなければならないところ、本件には、そのような行政計画が欠如している。

控訴人は、この点について、以下の2名の行政法学者に対して、意見書の作成を依頼し承諾を得た。

(1) 福井秀夫 政策研究大学院大学教授

(略歴)

1981年東京大学法学部卒業。京都大学博士(工学)。

建設省採用計画局総務課収用係配属(1981年4月～1983年6月)

国土庁土地局地価調査課企画係長(1983年7月～1984年5月)

国土庁土地局土地政策課調整係長(1984年6月～1985年5月)

建設省都市局都市政策課政策第一係長(1985年6月～1987年10月)

中部地方建設局河川部水政課長(1987年11月～1989年3月)

建設省住宅局市街地住宅整備室課長補佐(1989年4月～1991年3月)

建設大臣官房会計課課長補佐(1991年4月～1993年4月)

東京工業大学工学部社会工学科助教授(都市法)(1993年5月～1995年12月)

建設省大臣官房人事課課長補佐兼建設政策研究センター主任研究官(1996年1月～1996年3月)を経て

1996年より法政大学社会学部教授

2000～2001年ミネソタ大学政治学科客員研究員

2001年より現職。

専門は行政法、法と経済学。

(2) 岡田正則 早稲田大学大学院法務研究科教授

専門は行政法、行政救済法

(経歴・研究業績等は別紙のとおり)

なお、両名の意見書については、2021年1月末ころまでの完成提出を見込んでいる。控訴人らは、上記意見書に基づき、さらに控訴理由を補充することとしたい。

3 東京都の主張に対する反論について

被控訴人東京都は、控訴人の控訴理由書に対して、2021年1月末までに反論するとしているので、裁判所においては、控訴人らに対して、これに反論する機会をいただきたい。

なお、被控訴人は、法令上の控訴理由書の提出期限は2020年9月24日であり、第1回期日(同年12月10日)の調整は同年10月9日に行われており、被控訴人らの準備期間を2か月とする前提で第1回期日の指定がなされたにもかかわらず、控訴人らの控訴理由書の提出が10月30日と遅れたため、被控訴人の準備ができなかったと批判する。

しかし、控訴人は、2020年9月18日付けで、裁判所に対して、2021年10月末までに、控訴理由書を提出する旨上申しており、裁判所の第1回期日の決定は、それを前提になされたものであり、被控訴人の批判は、事実と異なるので、念のため、申し添える。

以上